

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

ウェブサイト運営グループ設置要綱

公益社団法人四街道市シルバー人材センター ウェブサイト運営グループ設置要綱

（目 的）

第1条 公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）事業の普及啓発活動の一環として広報を編集、発行するためセンター普及啓発委員会運営規程第11条第2項に基づき、「ウェブサイト運営グループ」（以下、「作業班」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 ウェブサイトの企画・運営に関すること。

（構成及び選出）

第3条 作業班は、次に掲げる班員をもって構成する。

- （1） 担当理事 1 名
- （2） 会 員 若干名

2 グループリーダーは、普及啓発委員会担当理事とする。

3 担当理事は、会長が推薦し理事会の決議をもって選任する。

4 委員は、グループリーダーの推薦により会長が委嘱し、理事会に報告する。

（グループリーダーの職務）

第4条 グループリーダーは、会務を総理し、会議の議長となる。

2 グループリーダーに事故等があるときは、出席した委員の中から互選された者がこれにあたる。

（開 催）

第5条 作業班は、普及啓発委員会委員長又はグループリーダーが必要と認める場合に開催する。

（任 期）

第6条 班員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 班員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（関係者の出席）

第7条 グループリーダーは必要に応じて、会議に委員以外の者を参加させて意見を求めることができる。

（役 割）

第9条 グループリーダーは、委員会の活動状況等を会長に報告するものとする。

(報 酬)

第10条 報酬は、センター諸謝金の支給に関する規程に準じて、予算の範囲内で支給するものとする。

(委 任)

第11条 必要に応じてグループリーダーは、会長の承認の上、第2条の一部を委任又は委託することができる。

2 作業班は、会長の承認の上、アドバイザーを置くことができる。

(報 告)

第12条 この規程に定めるもののほか、作業班の運営に必要な事項は、グループリーダーが別に定め、会長に報告する。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は理事会の決議によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

3 この規程（各規程の条項号）は、平成29年度定時総会において、公益社団法人四街道市シルバー人材センター理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程の改定が議決され、施行される時より施行する。